

加東市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

風水害応急—100

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

第1 配備体制

<略>

2 配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長及び課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット、CATV等を活用する。

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、各部長に電話等により行う。部長に伝達不能の場合時は、当該部の課長等に伝達する。指令を受けた部長及び課長等は、それぞれ連絡網により所属職員に伝達する。

場合によっては、かとう安全安心ネット、CATV等を活用する。

<略>

第3 災害対策本部

<略>

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

（本部長） 市長

（副本部長） 副市長、教育長、技監

（本部員） 議世事務局長、企画部長、総務部長、市民安全部長、福祉部長、地域整備部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長、地域情報センター所長、防災課長、加東消防署長、消防団長

4 本部体制

(1) 初動時における体制

初動時における災害応急対策活動体制は、水防計画に基づく水防活動体制を準用するものとし、水防本部を災害対策本部に読み替えて適用する。

(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

第1 配備体制

<略>

2 配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット _____ 等を活用する。

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、各部長に電話等により行う。部長に伝達不能の場合時は、当該部の課長等に伝達する。指令を受けた部長又は課長等は、それぞれ連絡網により所属職員に伝達する。

場合によっては、かとう安全安心ネット _____ 等を活用する。

<略>

第3 災害対策本部

<略>

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

（本部長） 市長

（副本部長） 副市長、教育長、技監

（本部員） 議世事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長

4 本部体制

(1) 初動時における体制

初動時における災害応急対策活動体制は、水防計画に基づく水防活動体制を準用するものとし、水防本部を災害対策本部に読み替えて適用する。

(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

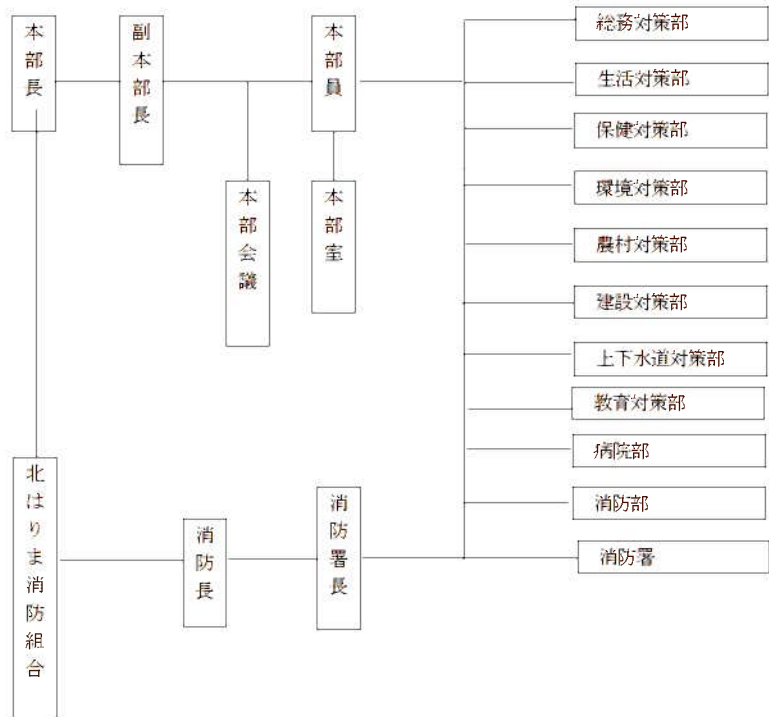
・字句の修正
・CATVを用いていないため、記述を削除

・字句の修正
・CATVを用いていないため、記述を削除

・組織の名称を修正

<現 行>

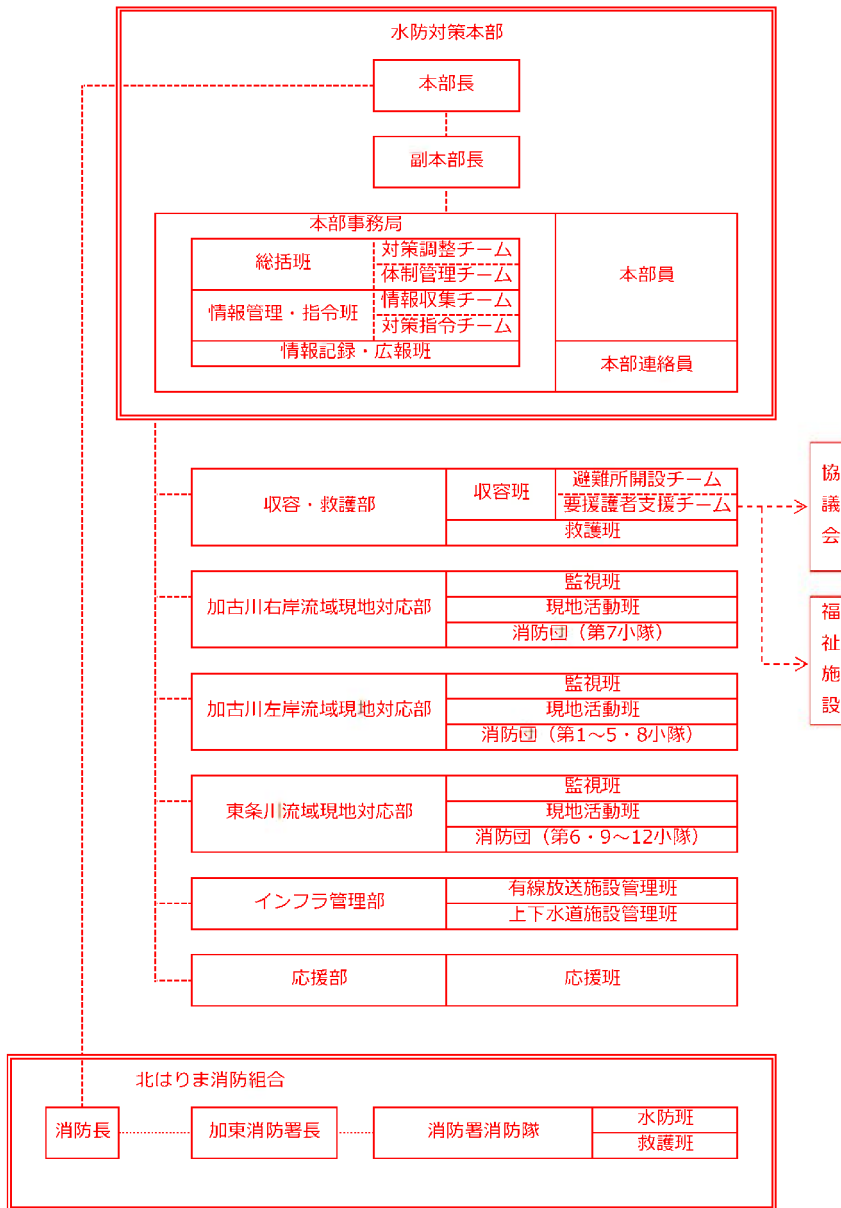
■組織図



<改 正 後>

<修正理由>

■組織図



・水防活動体制を準用するため、
水防計画で定める組織に修正

■事務分掌

対策部	事 務 分 掌
本部室	(防災課)
部長	1 災害対策本部の設置（閉鎖）に関する事
副市長	2 配備態勢、その他本部命令の伝達に関する事
副部長	3 避難勧告、指示等に関する事（発令状況の周知徹底）
防災課長	4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請に関する事
担当課	5 各部、各班との連絡調整等に関する事
防災課	・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底
	・通信手段の確保・拡充
	・各部からの要請等処理
	6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告に関する事（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告）
	7 本部会議に関する事（活動方針、復旧活動等の検討・決定）
	8 自主防災組織との連絡調整等に関する事
	9 災害、気象情報並びに被害状況の収集に関する事
	10 その他本部業務の庶務に関する事
	11 災害救助法の適用申請に関する事
	12 他市町への職員等派遣要請に関する事
	13 防災功労者の顕彰等に関する事
総務対策部	(議会事務局)
部長	1 市議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関する事
協働部長	2 部内の応援
副部長	(企画協働課)
総務部長	1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達に関する事
	・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般
	・記者会見設定等
担当課等	2 災害に関する市民への広報に関する事
議会事務局	3 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録に関する事
企画協働課	4 復興事業の企画案に関する事
秘書広報課	5 部内の応援
地域情報センター	(秘書広報課)
総務課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事
財政課	2 災害視察者その他見舞者の応接に関する事
税務課	(地域情報センター)
会計課	1 C A T Vによる広報に関する事
委員会事務局	※所管施設の被害状況把握、機能確保

■事務分掌

各 部 に 共 通 す る 事 務 分 掌		
1	部内の職員の動員、配備等	
2	各部及び部内の連絡調整	
3	関係機関との連絡調整	
4	所管施設の防災活動、応急復旧等	
5	所管する業務に関する事項	
6	所管施設の被害状況調査及び取りまとめ	
7	部内の応援	
8	他部及び他班への応援、協力要請等	
9	水防対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各部は以下の業務を行うこと。	
■初動対策（発災直後）の事務分掌		
部	班名	事務分掌
水防対策本部		1 水防対策本部の設置及び廃止 2 水防対策活動の総括 3 配備態勢の決定 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、近隣市町等） 6 現地対応部の設置及び廃止の決定 7 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1 本部員と各部との連絡調整 2 各部所管からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1 水防対策本部の庶務・総合調整 2 収集した情報の分析 3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測
	【対策調整チーム】	1 本部員と各部との連絡調整 2 水防対策に関する県との調整 3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示 4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む） 5 Lアラート対応 6 被害報告書の作成 7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集 8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 9 ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力・N T T・ガス・J R） 10 自衛隊の派遣要請 11 応援協定に基づく応援要請 12 災害協定事業者との連絡調整 13 消防団の調整 14 区長等との連絡調整

・水防活動体制を準用するため、水防計画で定める事務分掌に修正

・「各部に共通する事務分掌」を追加

・水防計画で定める事務分掌のうち、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H29.1改定）及び「平成 28 年台風 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称の変更について」（以下「避難勧告等の改定」という。）に基づき、「避難準備情報、避難勧告・指示」を「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」に文言修正

・水防計画で定める事務分掌のうち、CATV の音声告知放送は、防災行政無線の整備により廃止したため、削除

・所属部課等は、災害対策職員行動マニュアルで定める

【新旧对照表（風水害等対策編）】

<現行>

<改正後>

<修正理由>

対策部	事 務 分 掌			
総務対策部	(総務課)	本部事務局	【体制管理チーム】 1 職員の配備状況の把握 2 職員の動員・配置 3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達 4 公用車の確保・準備 5 市庁舎の保全 6 対策本部室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応	
部長	1 災害情報の収集に関すること（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報		情報管理・指令班	
協働部長	・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害		【情報収集チーム】	1 市民等からの電話対応 2 受け付けた情報の処理・作成
副部長	・各部からの報告、本部要請事項		【対策指令チーム】	1 収集した情報に対する対応の検討 2 対応する部・班の決定・連絡
総務部長	・避難状況 ・その他（職員被災状況等）		【情報記録・広報班】	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 防災行政無線による放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整
担当課等	2 職員の動員、各部の配置調整に関すること			
議会事務局	3 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務に関すること		収容班	1 避難所の開設運営の総括
企画協働課	4 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめに関すること ※市所有の情報システムの機能確保 ※災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助		【避難所開設チーム】	1 避難所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布、避難所対策物資の搬送
秘書広報課	5 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理に関すること ※避難所避難者名簿のデータ作成・管理		【要援護者支援チーム】	1 要援護者の避難所収容 2 福祉避難所の開設 3 民生・児童委員への連絡 4 社会福祉施設への避難計画
地域情報センター	6 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務に関すること		救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要援護者の対応
総務課	7 災害救助、救援のための作業員等の雇用に関すること	収容・救護部	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	
財政課	8 災害見舞金、死亡弔慰金に関すること			
税務課	9 義援金、救援物資の配分に関すること			
会計課	(財政課)			
委員会事務局	1 災害時優先電話の確保に関すること			
	2 災害対策物資、資材の調達及び配送に関すること			
	3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認に関すること（公用車管理含）			
	4 市有財産の被害調査、応急対策に関すること ※庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）			
	5 庁舎内及び周辺の警備に関すること			
	6 応急対策に要する資金の調達に関すること			
	7 災害応急工事の契約等に関すること			
	8 災害対策の予算及び財政計画に関すること			
	(税務課)	各現地対応部（共通）	監視班	
	1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）に関すること			
	2 り災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行に関すること			
	3 被害に対する市税の減免に関すること			
	4 市税全般の相談に関すること ※税に関する各種申請窓口の設置			
	5 部内の応援			
	(会計課)			
	1 災害対策に必要な現金の出納に関すること			
	2 災害関係費支出命令審査及び出納に関すること			
	3 見舞金、義援金等の出納（受け入れ）に関すること			
	4 部内の応援			
	(委員会事務局)			
	1 部内の応援		1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要水防箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 山腹崩壊土砂流出危険区域の情報収集	

【新旧对照表（風水害等対策編）】

<現行>

<改正後>

<修正理由>

対策部	事務分掌					
生活対策部	(社会福祉課)		現地活動班	1 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 2 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 3 避難勧告・指示の広報及び避難者の誘導 4 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 5 水防資機材の搬送 6 道路規制及び水防団への道路規制の指示 7 災害対策本部への現状報告		
部長	1 避難所設置、運営に関すること	インフラ管理部	有線放送施設管理班	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生への広報		
福祉部長	2 避難者の誘導、収容に関すること		上下水道施設管理班	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生への広報		
副部長	3 災害時要援護者等の救援に関すること		応援部	応援班	1 各部への応援	
社会福祉課長	4 被災者に対する食料品の調達、配給に関すること			消防団	第1小隊 第2小隊 第3小隊 第4小隊 第5小隊 第6小隊 第7小隊 第8小隊 第9小隊 第10小隊 第11小隊 第12小隊 (各小隊長)	1 災害の警戒及び防御 2 道路規制警備 3 被災者の救出及び救護 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の広報及び避難者の誘導 5 被害情報の収集及び伝達 6 災害現場の広報 7 その他応急対策特命
担当課	5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給に関すること					
	6 救援物資の受入れ及び配送に関すること					
社会福祉課	7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整に関すること					
子育て支援課	8 避難者の情報に関すること					
高齢介護課	9 行方不明者に関すること					
市民課	※避難所開設に係る区長（自治会長）及び民生委員・児童委員への協力要請 ※社会福祉協議会との連絡及び協力要請					
	10 ボランティアの受入れ及び調整に関すること ※社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ、連絡調整					
	11 その他被災者生活救援対策に関すること					
	12 被災者の生活（福祉）相談に関すること					
	13 生活福祉資金等の融資に関すること					
	14 災害援護資金に関すること					
	15 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめに関すること ※各種申請窓口の設置					
	(子育て支援課)					
	1 園児の保護及び応急保育に関すること ※保育児童の被災状況調査 ※被災児童の保護・援護 ※被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応					
	2 部内の応援					
	(高齢介護課)					
	1 避難者の誘導、収容に関すること					
	2 災害時要援護者等の救援に関すること					
	3 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関すること					
	(市民課)					
	1 災害窓口相談対応等に関すること（り災証明書発行含） ※各種申請窓口の設置					
	2 遺体の収容及び処置、埋火葬等に関すること					
	3 部内の応援					
			北はりま消防本部加東消防署			
			班名	担当係	事務分掌	
			指揮班	庶務係	1 職員の召集及び配備 2 気象情報の受理伝達 3 災害の広報活動 4 災害の情報収集伝達 5 消防相互応援協定 6 水防対策（警戒）本部との連絡調整 7 災害の警戒及び防御 8 被災者の救出、救護及び搬送 9 避難者の誘導 10 被害情報の収集及び伝達 11 災害現場の広報活動	
			通信班	予防係		
			情報連絡班	危険物係		
			庶務班	警備係		
				調査係		
			活動班	救急係		
			・北はりま消防本部加東消防署について、現在の組織に修正			

風水害応急—113

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム防災端末、土砂災害情報相互通報システム、インターネット、ひょうご防災ネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

<略>

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 流域雨量指数値9（東条川）
	大雪(24時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温(最低気温)	低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 -4℃以下
気象 警報	著雪	著雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下
	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 土壌雨量指数が135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 流域雨量指数(東条川) 18
特別 警報	大雪(24時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地20cm以上 山地40cm以上
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム防災端末、土砂災害情報相互通報システム、インターネット、ひょうご防災ネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

<略>

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気 象 注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 <u>表面雨量指数7</u> 土壌雨量指数99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 <u>流域雨量指数 東条川流域16.4、千島川流域10.9、三草川流域7.4</u> <u>複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値</u> <u>加古川流域（5、40.8）、東条川流域（6、13.1）</u> <u>千島川流域（5、8.9）、三草川流域（5、7）</u>
	大雪(24時間降雪の深さ)	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下
	低温(最低気温)	低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 -4℃以下
気象 警報	著雪	著雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下
	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 <u>表面雨量指数15</u> 土壌雨量指数135
	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 <u>流域雨量指数 東条川流域20.6、千島川流域13.7、三草川流域9.3</u> <u>複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値</u> <u>加古川流域（5、49.5）、千島川流域（5、10.4）</u>
特別 警報	大雪(24時間降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地20cm以上 山地40cm以上

・防災行政無線の整備による追加

・気象庁の基準変更に伴う修正

風水害応急—111

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ	災害対策本部～市民等

<略>

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール レアラート	災害対策本部～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

<略>

- ・通信区間については、市民及び市内に在学・在勤する方々などへも情報を伝達するため「市民等」に修正
- ・防災行政無線の整備に伴いCATVの音声告知放送及び電話を廃止したため、その記述を削除
- ・防災行政無線及び簡易デジタル無線を整備したため、その記述を追加

【新旧対照表（風水害等対策編）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

消防部	(消防本部・消防団)
部長	1 警戒パトロール実施に関する事
加東消防署長	2 警戒、検索、防御に関する事
副部長	3 消火、救急、救助に関する事
警防課長	4 情報収集、伝達に関する事
	5 災害状況報告の整理に関する事
担当課等	6 消防団の出動及び連絡調整に関する事
消防本部	7 資機材の確保、配分及び輸送に関する事
消防団	8 行方不明者の捜索
	9 消防団員の被災状況調査
	10 県内各消防本部との応援協定に基づく協力要請に関する事
病院部	(病院全課)
部長	1 負傷者の治療に関する事
病院長	2 医療救護に関する事
副部長	3 応急救護所の設営等に関する事
事務局長	4 死体の検案等に関する事
看護部長	5 医療用資機材等の調達及び要請に関する事
担当課等	6 近隣医療機関への応援に関する事
病院全課	

【各部共通事項】

- 1 所属職員の動員連絡に関する事
- 2 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関する事
- 3 各所管施設等の防災活動、応急復に関する事
- 4 所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関する事
- 5 所管事務に係る人員及び物資の輸送に関する事
- 6 民間団体及び市民の協力に関する事
- 7 他部等への応援協力に関する事

風水害応急—109

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 避難準備情報の発令
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第3編 災害応急対策計画

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 応急活動体制

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令
- (2) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 立退きの指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

- ・避難勧告等の改定による修正
- ・水防法の記述に合わせ、「避難指示」を「立退きの指示」に修正

対策部	事 務 分 掌		
建設対策部 部長 まち・農整備部長 副部長 土木課長 担当課 土木課 地域整備課 加古川整備推進室 まち未来課	(土木課・地域整備課・加古川整備推進室・まち未来課) 1 警戒パトロール実施に関すること（土砂災害危険箇所等） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること 3 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 建設業者等への協力要請に関すること 5 住家、人の被害調査（認定）に関すること 6 被災建物の応急危険度の判定に関すること ※交通規制の指示及び実施 ※応急対策用資機材の調達 7 公共施設に関する被害調査及び応急対策に関すること 8 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等に関すること 9 被災家屋の被害調査（認定）に関すること 10 応急仮設住宅の建設に関すること 11 被災住宅に係る支援に関すること ※被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 ※住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討		
上下水道対策部 部長 上下水道部長 副部長 管理課長 担当課 管理課 工務課	(管理課・工務課) 1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 2 緊急時の活動用水に関すること 3 飲料水確保及び供給に関すること 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録に関すること 5 応急給水計画の作成及び実施に関すること 6 資機材等の調達に関すること 7 水質検査等安全に関すること 8 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡に関すること ※排水施設の管理及び運転 9 浸水対策に関すること		
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育部長 担当課等 教育委員会全課	(教育委員会全課) 1 学校利用者の安全確保の指示に関すること 2 避難所（所管施設）の設置及び運営に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 被災者に対する炊き出し等の協力に関すること 5 被災者に対する救援物資の配布に関すること 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策に関すること ※学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 ※避難所開設に係る地域への協力要請 7 避難者の情報に関すること 8 学校給食施設との連絡調整に関すること 9 県教育委員会及び関係機関への報告に関すること 10 災害による応急教育施設及び教育の確保に関すること		

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

農林対策部 部長 地域創造部長 副部長 地域整備課長 担当課等 農林課 地域整備課 農業委員会 商工観光課	(農林課・地域整備課・農業委員会) - 警戒パトロール実施にすること(土砂災害危険箇所等) - ため池の被害調査及び応急対策にすること - 農林施設、山地の被害調査及び応急対策にすること - 治山施設の被害調査及び応急対策にすること - 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策にすること - 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等にすること - 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整にすること - 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録にすること - 被災農家に対する農業共済金の支払いにすること - 農作物の種子（苗）の確保及び斡旋にすること - 被災農畜産業者に対する資金の融資にすること ※穀物の調達 (商工観光課) - 観光客の安全確保にすること - 救助救援物資、資機材確保、調達、配布にすること - 観光施設の被害調査及び応急対策にすること - 商工業被害等の調査にすること - 商工業関係機関及び団体との連絡調整にすること - 被災者の雇用の促進要請にすること - 中小企業等の災害復旧資金の融資にすること - 部内の応援		
---	--	--	--

保健対策部 部長 市民生活部長 副部長 健康課長 担当課 健康課 (健康課) 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整に関すること 2 医療ボランティアの受入及び調整に関すること 3 医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること ※医療救護本部設置の検討 ※応急救護所の設置支援 ※傷病者名簿等の作成 ※保健衛生用資器材の調達 ※保健医療情報の収集 4 広域的な救急搬送受け入れ先としての後方支援病院の確保に関すること 5 保健衛生、感染症の予防対策に関すること 6 防疫活動に関すること（資機材、薬剤調達） 7 食品衛生及び食中毒の予防に関すること 8 被災者の心のケア対策及び健康管理に関すること	12 被害の原因調査 13 その他応急対策特命事項	
環境対策部 部長 市民生活部長 副部長 生活課長 保険・医療課長 担当課等 生活課 保険・医療課 (生活課) 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策に関すること 2 応急仮設トイレに関すること 3 し尿の緊急汲み取りに関すること 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等に関すること 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策に関すること 6 災害廃棄物対策に関すること (保険・医療課) 1 部内の応援 ※医療保険制度等の一部負担金等の減免措置の検討		

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

		【50年に一度の値】 3時間雨量128mm以上、48時間雨量302mm以上、土壌雨量指数198
暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

<略>

2 河川情報

(1) 洪水予報

<略>

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (指定)	はん濫注意 (警戒)	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.40m	5.00m

<略>

(3) 水位情報周知河川の情報

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位（危険水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

<略>

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断（特別警戒）
吉井（県）	吉 井	2.70m

<略>

<改 正 後>

<修正理由>

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量128mm以上、48時間雨量302mm以上、土壌雨量指数198
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上
------------	--

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

<略>

2 河川情報

(1) 洪水予報

<略>

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位			
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断	はん濫危険 (特別警戒)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

<略>

(3) 水位情報周知河川の情報

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位 _____、はん濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

<略>

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水 位
		避難判断 _____
吉井（県）	吉 井	3.30m

<略>

・基準改定による修正

・基準改定による修正

風水害応急—120

第4 被害状況報告

<略>

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- ② 消防本部は、消防組織法に基づき火災・災害等に関する速報を行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）

<略>

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、 → はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	消防本部 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） *通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）

第4 被害状況報告

<略>

4 報告内容

(1) 緊急報告

- 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- ※ 消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、消防本部が行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）

<略>

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、 → はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） *通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）

- ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、消防本部が主体として行う事項を補足的な表現の記述に修正する。
- ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、記述を修正する。

風水害応急—124

第3節 防災関係機関等との連携

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、社警察署長等と十分連絡を取り、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊の展開場所
- ⑤ その他参考となるべき事項

ア 要請責任者の職氏名

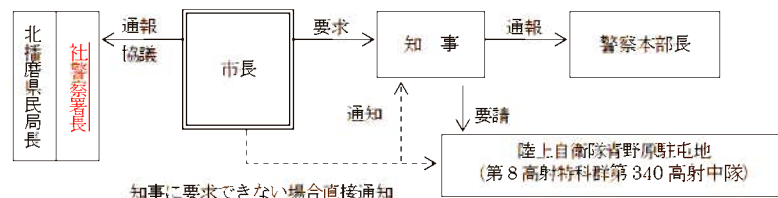
イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

ウ 派遣地への最適経路

エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

<略>

■派遣及び撤収要請手続経路



(5) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。

2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9304 FAX42-4704
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912
	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912	
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

第3節 防災関係機関等との連携

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、**警察署長**等と十分連絡を取り、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊の展開場所
- ⑤ その他参考となるべき事項

ア 要請責任者の職氏名

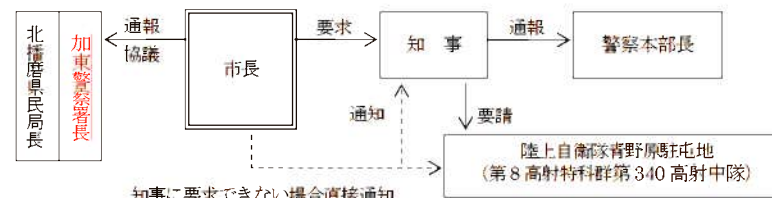
イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

ウ 派遣地への最適経路

エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

<略>

■派遣及び撤収要請手続経路



(5) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、**前記(1)①**に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。

2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9304 FAX42-4704
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912
	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912	
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察署長」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正

・字句の修正

・組織名の修正

<略>

風水害応急—133

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 水防活動

〔実施関係機関：消防機関、国土交通省、県、社警察署、自衛隊、自主防災組織等〕

（※「実施関係機関」とは、災害応急対策実施に関係する主な機関等をいう。）

水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。

風水害応急—134

第2節 救助・救急、医療対策

第1 人命救出活動

〔実施関係機関：消防機関、社警察署、自衛隊〕

<略>

2 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

(1) 行方不明者情報の収集

被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

行方不明者のリストは、社警察署に提出し連携する。

(2) 捜索活動

市及び消防本部は、行方不明者リストに基づき、社警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。

行方不明者を発見した場合には、社警察署に連絡する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。

<略>

(3) 社警察署、消防署等への通報

4 その他

救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救助活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。

第2 救急医療活動

<略>

ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）

エ 集結場所及び活動内容

オ その他必要事項

④ 応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

<略>

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 水防活動

〔実施関係機関：消防機関、国土交通省、県、警察、自衛隊、自主防災組織等〕

（※「実施関係機関」とは、災害応急対策実施に関係する主な機関等をいう。）

水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。

第2節 救助・救急、医療対策

第1 人命救出活動

〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊〕

<略>

2 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

(1) 行方不明者情報の収集

被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。

(2) 捜索活動

市及び消防機関は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。

行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。

<略>

(3) 警察、消防機関等への通報

4 その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。

第2 救急医療活動

<略>

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・「消防本部」及び「消防署」の記述を「消防機関」に修正

・「救助活動」を「救出活動」に修正

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 応急的に調達した車両の活用
 - ② 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

<略>

4 負傷者等の収容

<略>

- (2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに社警察署に連絡する。

<略>

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
災害対策本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
消防長又は市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

<略>

第3 医療・助産対策

<略>

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

<略>

風水害応急—138**第3編 災害応急対策計画****第3章 円滑な災害応急活動の展開****第3節 交通・輸送対策****第1 交通確保対策**〔実施関係機関：道路管理者、社警察署、自衛隊〕**1 被災情報及び交通情報の収集**

- (1) 道路管理者は災害発生警戒時からパトロールを行うとともに、災害発生後においては、社警察署と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

<略>

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として社警察署において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 応急的に調達した車両の活用
 - ② 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とする Dr. ヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

<略>

4 負傷者等の収容

<略>

- (2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに警察に連絡する。

<略>

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
_____本部長の指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
_____市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

<略>

第3 医療・助産対策

<略>

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

<略>

第3編 災害応急対策計画**第3章 円滑な災害応急活動の展開****第3節 交通・輸送対策****第1 交通確保対策**〔実施関係機関：道路管理者、警察、自衛隊〕**1 被災情報及び交通情報の収集**

- (1) 道路管理者は災害発生警戒時からパトロールを行うとともに、災害発生後においては、警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

<略>

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として警察において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。

・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づき記述を追加

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
・文言の修正

・字句の追加

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

■避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難先
- 避難時の服装、携行品等
- 避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

3 解除

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

風水害応急—147

第3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。

<略>

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあつては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

なお、災害対策本部長が、避難所開設の必要が無くなつたと認めるときは、閉鎖する。

<略>

第5 避難所の運営

<略>

3 避難所の運営

<略>

(9) 市及び消防本部は、必要により、社警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。

なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

<略>

8 その他

避難勧告・指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、勧告・指示の伝達に準じて、市民や防災関係機関に連絡する。

■避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難先
- 避難時の服装、携行品等
- 避難勧告等 の対象区域
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

4 解除

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。

<略>

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあつては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

なお、 本部長が、避難所開設の必要が無くなつたと認めるときは、閉鎖する。

<略>

第5 避難所の運営

<略>

3 避難所の運営

<略>

(9) 市及び消防本部は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。

なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

<略>

8 その他

避難勧告等、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、 市民や防災関係機関に連絡する。

・避難勧告等の改定による修正

・通し番号の修正
・避難勧告等の改定による修正

・字句の修正

・字句の修正

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・字句の統一のため削除
・避難勧告等の改定による修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>					<改 正 後>					< 修正理由 >	
避難準備情報	近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。		避難準備・高齢者等避難開始	近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。	・避難勧告等の改定による修正
避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	土砂災害警戒情報が発令されたとき	避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	
避難指示	○近隣で土砂災害が発生したとき。 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上		避難指示（緊急）	○近隣で土砂災害が発生したとき。 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上	

2 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達

避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。
本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難準備情報、避難の勧告・指示等の広報を要請する。
また、知事に対し、避難準備情報、避難勧告（指示）の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告・指示等の伝達経路

本部室

生活対策部

教育対策部

農林対策部

社会福祉協議会

民生委員・児童委員

学校・社会教育施設

観光施設

広報車、CATV、かとう安全安心ネット
エリアメール、緊急通報メール、公共情報コモンズ、
インターネット、伝達員、ラジオ、テレビ 等

市民

社警察署

消防機関

広報車

市民

保育所

社会福祉施設

在宅要援護者

3 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。
本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告等の広報を要請する。
また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告等の伝達経路

水防対策本部

収容・救護部
現地対応部
消防団

社会福祉協議会

民生委員・児童委員

学校・社会教育施設

観光施設

防災行政無線、広報車、CATV、かとう安全安心ネット
エリアメール、緊急通報メール、Lアラート、
インターネット、伝達員、ラジオ、テレビ 等

市民

警察

消防機関

広報車

市民

こども園等

社会福祉施設

在宅要援護者

・通し番号の修正

・避難勧告等の改定による修正

・水防計画との整合により修正

・保育所をこども園等に修正

・防災行政無線を整備したことによる追加

・Lアラートへの名称変更による修正

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

【新旧対照表（風水害等対策編）】

< 現 行 >

種類	洪水予報河川	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、又は内水時
対象河川	加古川(板波)	加古川水系東条川(吉井下流)	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	洪水注意報が発表された場合（洪水注意報：はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) はん濫注意水位：3.50m（警戒水位）	基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測される時。 観測点：吉井下流(県) 警戒水位：2.00m	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
避難勧告	洪水警報が発表された場合（洪水警報：一定時間後にははん濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) 避難判断水位：4.40m（特別警戒水位） はん濫危険水位：5.00m（危険水位） 河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。	基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点：吉井下流(県) 避難判断水位：2.70m（特別警戒水位）	近隣で浸水が拡大しているとき。
避難指示	洪水情報が発表された場合で、下記事項が発生する可能性が高く、避難指示が必要と考えられる場合 河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、水があふれる【越水】のを確認したとき。	はん濫危険水位（危険水位、相当水位）に到達したとき。 観測点：吉井下流(県) はん濫危険水位：4.41m（危険水位）	近隣で浸水が床上に及んでいるとき。

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、県と神戸海洋気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量			その他
		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	

< 改 正 後 >

種類	洪水予報河川	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、又は内水時
対象河川	加古川(板波)	加古川水系東条川(吉井下流)	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備・高齢者等避難開始	洪水注意報が発表された場合（洪水注意報：はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) はん濫注意水位：3.50m（警戒水位）	基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測される時。 観測点：吉井下流(県) 警戒水位：2.00m	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
避難勧告	洪水警報が発表された場合（洪水警報：一定時間後にははん濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) 避難判断水位：4.40m（特別警戒水位） はん濫危険水位：5.00m（危険水位） 河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。	基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点：吉井下流(県) 避難判断水位：3.30m（特別警戒水位）	近隣で浸水が拡大しているとき。
避難指示（緊急）	洪水情報が発表された場合で、下記事項が発生する可能性が高く、避難指示が必要と考えられる場合 河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、水があふれる【越水】のを確認したとき。	はん濫危険水位（危険水位、相当水位）に到達したとき。 観測点：吉井下流(県) はん濫危険水位：4.41m（危険水位）	近隣で浸水が床上に及んでいるとき。

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、県と神戸海洋気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量			その他
		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	

< 修正理由 >

・避難勧告等の改定による修正

・基準の改定による修正

・基準の改定による修正

・避難勧告等の改定による修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>		<改 正 後>		< 修 正 理 由 >
避難の指示	住民等を避難のために立ち退かせる。	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	・避難勧告等の改定による修正
	市長は、避難の指示・勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。	市長は、 <u>避難指示（緊急）</u> 等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。	・法の記述に合わせるため修正	
【参考資料：避難の勧告・指示】 避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60 条第 5 項～7 項） ① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条） ② 避難の指示 洪水について 知事又はその命を受けた職員（水防法第 22 条） 水防管理者（水防法第 22 条） 地すべりについて 知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条） 市町長（災害対策基本法第 60 条） 災害全般について 警察官（警察官職務執行法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 61 条） 自衛官（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ※兵庫県地域防災計画より抜粋		【参考資料：避難の勧告・指示】 避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項） ① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条） ② 避難の指示 洪水、雨水出水、津波又は高潮について 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条） 水防管理者（水防法第 29 条） 地すべりについて 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条） 市町長（災害対策基本法第 60 条） 災害全般について 警察官（警察官職務執行法第 4 条第 1 項 災害対策基本法第 61 条） 自衛官（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ※兵庫県地域防災計画より抜粋		・避難勧告等の改定による修正
2 発令の基準 避難勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。 □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。 □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。 □ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。		2 発令の基準 <u>避難勧告等</u> は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。 □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。 □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。 □ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。		・避難勧告等の改定による修正
(1) 洪水 洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的に迅速に行なう。		(1) 洪水 洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的に迅速に <u>行う</u> 。		・字句の修正

風水害応急—142

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第4節 避難対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等】

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難の勧告・指示等

1 避難の勧告・指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難の勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときには避難のための立ち退きを指示（以下「避難の指示」という。）をすることができる。

また、避難の勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、できる限り避難準備情報を伝達することに努める。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第4節 避難対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等】

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難勧告等

1 避難勧告等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときには避難のための立ち退きを指示（以下「避難指示（緊急）」という。）をすることができる。

また、避難勧告に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示（緊急）は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難の勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始

- ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
- ・避難勧告等の改定による修正
- ・避難勧告等の改定による修正

3 陸上交通の確保

道路管理者は、社警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

< 略 >

(2) 被災区域への流入抑制

市は、社警察署と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この期間には、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、社警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

< 略 >

第2 緊急輸送対策**1 緊急輸送に当たっての基本的事項等**

< 略 >

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

< 略 >

第3 ヘリコプターの運航

< 略 >

2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 325-8519 FAX (078) 325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911
(県災害対策センター内)

< 略 >

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

< 略 >

(2) 被災区域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この期間には、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

< 略 >

第2 緊急輸送対策**1 緊急輸送に当たっての基本的事項等**

< 略 >

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

< 略 >

第3 ヘリコプターの運航

< 略 >

2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とする Dr.ヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986 FAX (078) 331-0987

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911
(県災害対策センター内)

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）昼間 TEL (079) 497-7000代 FAX (079) 438-8800

< 略 >

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づき記述を追加

・連絡先の修正

・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づき記述を追加

風水害応急—162

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

第3 感染症対策

1 感染症対策

<略>

(2) 予防教育及び広報活動の推進

CATV、回覧、広報紙や避難所での提示等により感染症予防の周知を図る。

<略>

第4 遺体の火葬等

〔実施関係機関：消防機関、社警察署、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕

<略>

2 遺体の処置

(1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、直ちに社警察署に連絡する。

遺体の身元が不明の場合は、社警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。

(2) 遺体の処置

社警察署から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。

(3) 遺体安置所の設置等

- ① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。
遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。
- ② 遺体は、社警察署及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。
- ③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。

風水害応急—165

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第8節 災害時要援護者支援対策

1 情報提供

- (1) 情報伝達ルート…CATV、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- (2) 伝達手段……CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等

(→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

第3 感染症対策

1 感染症対策

<略>

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、CATV、回覧、広報紙や避難所での提示等により感染症予防の周知を図る。

<略>

第4 遺体の火葬等

〔実施関係機関：消防機関、警察、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕

<略>

2 遺体の処置

(1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、直ちに警察に連絡する。

遺体の身元が不明の場合は、警察と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。

(2) 遺体の処置

警察から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。

遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。

(3) 遺体安置所の設置等

- ① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。
遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。
- ② 遺体は、警察及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。
- ③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第8節 災害時要援護者支援対策

1 情報提供

- (1) 情報伝達ルート…防災行政無線、CATV、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- (2) 伝達手段……防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、アラート、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等

(→「第3章 第10節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

・防災行政無線を整備したことによる追加

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・防災行政無線を整備したことによる追加

・「公共情報コモンズ」を「アラート」に修正

2 避難対策

- (1) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、福祉関係機関などと協力して災害時要援護者の避難誘導について的確に行われるよう努める。とともに、居宅に残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

<略>

風水害応急－169

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第10節 災害情報等の提供と相談活動

第1 災害広報

2 市における広報体制等

<略>

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。
- ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。
イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する

② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
イ C A T V、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア 情報提供ルート…C A T V、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織職員、自治会等
- イ 伝達手段…C A T V、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
- イ 伝達手段…広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

2 避難対策

- (1) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、福祉関係機関などと協力して災害時要援護者の避難誘導について的確に行い、居宅に残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

<略>

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第10節 災害情報等の提供と相談活動

第1 災害広報

2 市における広報体制等

<略>

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。
- ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。
イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する

② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
イ 防災行政無線、C A T V、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア 情報提供ルート…防災行政無線、C A T V、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織職員、自治会等
- イ 伝達手段…防災行政無線、C A T V、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
- イ 伝達手段…広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

・字句の修正

・字句の修正

・防災行政無線を整備したことによる追加
・「公共情報コモンズ」を「Lアラート」に修正

カ 外国人に対する情報提供

(→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)

<略>

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、㈱サンテレビジョン、㈱ラジオ関西、㈱kiss-FM KOBE、㈱毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、関西インターメディア㈱（F.M. CO・CO・LO）等の利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

風水害応急-172

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第11節 廃棄物対策の実施

第1 ガレキ処理

<略>

3 がれき、不燃ごみ等処分施設

地 区 名	施 設 名	場 所
社地区	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地区	南部処理センター	多可郡多可町中区西安田
東条地区	荻残土処分場	加東市荻

<略>

第3 し尿処理対策

1 応急対策

<略>

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- ① 避難場所及び避難所
- ② 集合住宅所在地
- ③ 住宅密集地

<略>

カ 外国人に対する情報提供

(→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)

<略>

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、㈱サンテレビジョン、㈱ラジオ関西、㈱kiss-FM KOBE、㈱毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、関西インターメディア㈱（F.M. CO・CO・LO）等マスメディアの利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第11節 廃棄物対策の実施

第1 ガレキ処理

<略>

3 がれき、不燃ごみ等処分施設

地 区 名	施 設 名	場 所
社地区	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地区	<u>上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）</u>	<u>加東市上滝野</u>
東条地区	荻残土処分場	加東市荻

<略>

第3 し尿処理対策

1 応急対策

<略>

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所
- ② 集合住宅所在地
- ③ 住宅密集地

<略>

・字句の修正

・施設指定による修正

・字句の修正

風水害応急－176 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 環境対策 <略> 2 応急対策 <略> (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 環境対策 <略> 2 応急対策 <略> (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、<u>防災行政無線</u>、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。	・防災行政無線を整備したことによる追加
風水害応急－178 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 鉄道施設の応急対策 <略> 2 発災時の初動態勢 <略> (3) その他の措置 マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防本部・県警察本部・医療機関等への救護要請を行う。	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 鉄道施設の応急対策 <略> 2 発災時の初動態勢 <略> (3) その他の措置 マニュアルに基づき、負傷者救護及び<u>消防</u>・<u>警察</u>・医療機関等への救護要請を行う。	・字句の修正
風水害応急－179 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策 第3 電気通信の確保 1 災害発生直後の対応 2 復旧作業にいたるまでの対応 (1) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。 ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ③ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施 ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 ⑤ 応急復旧用資機材の手配及び搬送ルート等の検討並びに輸送手段の確保 ⑥ 非常用可搬型デジタル交換装置等の運用 ⑦ 臨時・特設公衆電話の設置 ⑧ 停電時における公衆電話の無料化 3 復旧作業過程 <略> (2) 通信の利用と広報	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策 第3 電気通信の確保 1 災害発生直後の対応 2 復旧作業にいたるまでの対応 (1) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。 ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ③ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施 ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 ⑤ 応急復旧用資機材の手配及び搬送ルート等の検討並びに輸送手段の確保 ⑥ 非常用可搬型<u>デジタル</u>交換装置等の運用 ⑦ 臨時・特設公衆電話の設置 ⑧ 停電時における公衆電話の無料化 3 復旧作業過程 <略> (2) 通信の利用と広報	・字句の修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。 ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。 ③ 臨時営業窓口を開設する。 ④ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。 ⑤ 一般利用者に対する広報活動の実施する。 ⑥ 西日本電信電話株式会社は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 <略> <略> 第5 下水道の確保 2 復旧過程 <略> (1) 施設毎の応急措置・復旧方法 ① 管路施設 <略> イ マンホール等からのいっ水 ア 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。 イ 可搬式ポンプを利用して他の下水道管きよ・排水路等へ緊急排水する。 ウ 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。 <略> 風水害応急—189 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 保育対策 1 災害発生時の措置 (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各保育園及び幼稚園(以下、<u>保育園等</u>という。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。 <略> 2 応急保育 <略> (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及び保育園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。 (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先の保育園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。 <略> (5) 生活対策部及び教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、保育園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。	災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。 ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。 ③ 臨時営業窓口を開設する。 ④ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。 ⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 ⑥ 西日本電信電話株式会社は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 <略> <略> 第5 下水道の確保 2 復旧過程 <略> (1) 施設毎の応急措置・復旧方法 ① 管路施設 <略> イ マンホール等からのいっ水 ア 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。 イ 可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。 ウ 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。 <略> 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 保育対策 1 災害発生時の措置 (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園、保育園及び幼稚園(以下、<u>こども園等</u>という。))に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。 <略> 2 応急保育 <略> (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。 (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。 <略> (5) 生活対策部及び教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。	・字句の修正 ・字句の修正 ・認定こども園への移行に伴う修正

風水害応急—190

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第18節 警備対策

〔実施関係機関：社警察署〕

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

<略>

(5) 危険区域居住者に対する避難の指示、勧告及び誘導

<略>

風水害応急—196

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第22節 リ災証明

3 広報

リ災証明に関する相談窓口を設置するとともに、CATV及び広報誌等により被災者への周知を図る。

風水害応急—197

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

市長は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第1節 基本対策

大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

<略>

2 組織

(事故) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

(事 故) 災 害 対 策 本 部	
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長及び別途指定する者
部局	災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者
本部員会議	本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第18節 警備対策

〔実施関係機関：警察〕

警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。

<略>

(5) 危険区域居住者に対する避難勧告等 及び誘導

<略>

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第22節 リ災証明

3 広報

リ災証明に関する相談窓口を設置するとともに、防災行政無線、CATV及び広報誌等により被災者への周知を図る。

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

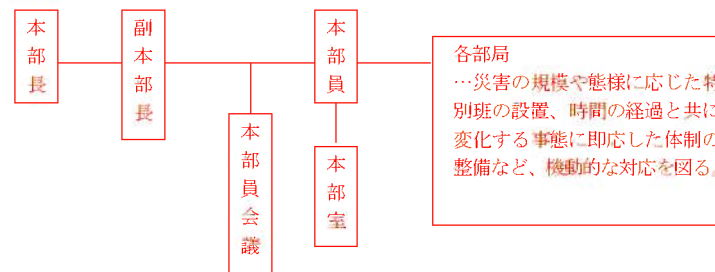
第1節 基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

<略>

2 組織体制



- ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
- ・避難勧告等の改定による修正

- ・防災行政無線を整備したことによる追加

- ・字句の修正

- ・字句の追加

- ・職員行動マニュアルとの整合を図るため修正

第2 救急医療活動

<略>

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

<略>

- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱）等

<略>

4 負傷者等の収容

<略>

- (2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに社警察署に連絡する。

<略>

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
災害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
消防長又は市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

<略>

8 特殊な治療を要する負傷者等への対応

<略>

- (3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

- ア 消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。
- イ 消防本部、警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。
- ウ 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

② 二次搬送等

- ア 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。
- イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（福祉生活部）に解毒剤の確保を依頼する。
- ウ 解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。
- エ 医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防本部に対し、二次搬送の要請をする。
- オ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

<略>

第2 救急医療活動

<略>

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

<略>

- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とする Dr. ヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

<略>

4 負傷者等の収容

<略>

- (2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに警察に連絡する。

<略>

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
災害対策本部長又は災害対策本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

<略>

8 特殊な治療を要する負傷者等への対応

<略>

- (3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

- ア 消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。
- イ 消防本部、警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。
- ウ 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

② 二次搬送等

- ア 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。
- イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（健康福祉部）に解毒剤の確保を依頼する。
- ウ 解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。
- エ 医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防本部に対し、二次搬送の要請をする。
- オ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

<略>

・兵庫県ドクターヘリ運航要綱に基づき記述を追加

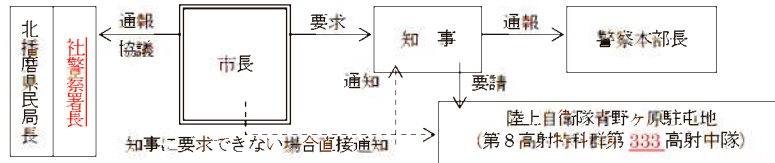
・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

・組織名の修正

② 応援隊の派遣 消防長は、応援の要請を受けたとき応援を行うことの可否について判断し、その旨を連絡するものとする。 (2) 緊急消防援助隊の出動要請 市長は、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。 風水害応急—214 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第5節 消火活動 <略> 2 消防計画に定める基本的事項 大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。 <略> (7) 社警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項 <略> 風水害応急—215 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第6節 救助・救急、医療対策 第1 人命救出活動 〔実施関係機関：消防機関、社警察署、自衛隊〕 <略> 2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。 (1) 行方不明者情報の収集 被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。 行方不明者のリストは、社警察署に提出し連携する。 (2) 捜索活動 市及び消防本部は、行方不明者リストに基づき、社警察署、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、社警察署に連絡する。 3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。 (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 (2) 組織的救出活動の実施 (3) 社警察署、消防署等への通報 <略>	(2) 兵庫県広域消防相互応援 消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡先の明石市消防本部を経由して応援要請を行う。 (3) 緊急消防援助隊の出動要請 市長は、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第5節 消火活動 <略> 2 消防計画に定める基本的事項 大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。 <略> (7) 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項 <略> 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第6節 救助・救急、医療対策 第1 人命救出活動 〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊〕 <略> 2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。 (1) 行方不明者情報の収集 被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。 行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。 (2) 捜索活動 市及び消防本部は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。 3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。 (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 (2) 組織的救出活動の実施 (3) 警察、消防等への通報 <略>	・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。
---	--	---

- ② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待っていないときは、部隊等を派遣することができる。
- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



(5) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。

2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9304 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災係）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
	陸上自衛隊青野原駐屯地（第8 高射特科群第333高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

<略>

第3 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

<略>

(4) 応援の受け入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受け入れる。とともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

2 消防機関の応援要請

(1) 広域消防相互応援

① 広域消防相互応援協定に基づく応援要請

市長又は消防長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町又は兵庫県に、次の事項を連絡する。

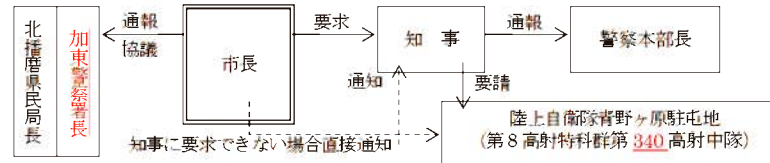
ア 災害の発生場所及び概要

イ 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容

ウ その他必要事項

- ② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。
この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待っていないときは、部隊等を派遣することができる。
- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



(2) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前記①①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。

2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9309 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
	陸上自衛隊青野原駐屯地（第8 高射特科群第340高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232 FAX(0794)66-7301	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

<略>

第3 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

<略>

(4) 応援の受け入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受け入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

2 消防機関の応援要請

(1) 広域消防相互応援

市長は、災害の規模等により他の市町又は兵庫県に応援を要請し、次の事項を連絡する。

ア 災害の発生場所及び概要

イ 必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容

ウ その他必要事項

・組織名の修正

・番号の修正

・電話番号の修正

・組織名の修正

・字句の修正

・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正
・各種応援要請に関する記述を修正及び追加

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

② 消防本部は、消防組織法に基づき火災・災害等に関する即報を行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）

<略>

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：[] は様式、→ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	消防本部 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） *通報殺到時
災害概況即報	加東市（災害概況即報） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市（被害状況即報） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市（災害確定報告） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）

風水害応急－206

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第3節 防災関係機関等との連携

第1 専門家・専門機関等への協力要請

【実施関係機関：県、自衛隊、社警察署、その他専門機関】

第2 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣の要請（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 要請の方法

- ① 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、社警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊の展開場所
- オ その他参考となるべき事項
- 要請責任者の職氏名
 - 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - 派遣地への最適経路
 - 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

② 消防本部は、消防組織法に基づき火災・災害等に関する即報を行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）

<略>

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：[] は様式、→ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	<u>加東市</u> → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） *通報殺到時
災害概況即報	加東市（災害概況即報） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市（被害状況即報） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） *県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市（災害確定報告） → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁）

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第3節 防災関係機関等との連携

第1 専門家・専門機関等への協力要請

【実施関係機関：県、自衛隊、警察、その他専門機関】

第2 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣の要請（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 要請の方法

- ① 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。
- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊の展開場所
- オ その他参考となるべき事項
- 要請責任者の職氏名
 - 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - 派遣地への最適経路
 - 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、記述を修正する。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

風水害応急—201

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主 な 通 信 手 段		主 な 通 信 区 間
有線	一般加入電話・FAX CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム （フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等

<略>

3 情報等の伝達

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準（火災予防規則第3条）に該当する場合、火災警報を発令することができる。（消防法第22条）。

市（消防本部）は、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

- ① 実効湿度が60パーセント以下で、最低湿度が40パーセント以下となるとき。
- ② 実効湿度が70パーセント以下であって、最低湿度が45パーセントを下り、最大風速8メートルを超える見込みのとき。
- ③ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第2 （事故）災害の報告

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主 な 通 信 手 段		主 な 通 信 区 間
有線	一般加入電話・FAX CATV（TV映像 をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部～市民等
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム （フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

<略>

3 情報等の伝達

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準（火災予防規則第3条）に該当する場合、火災警報を発令することができる。（消防法第22条）。

市（防災行政無線）は、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

- ① 実効湿度が60パーセント以下で、最低湿度が40パーセント以下となるとき。
- ② 実効湿度が70パーセント以下であって、最低湿度が45パーセントを下り、最大風速8メートルを超える見込みのとき。
- ③ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

第2 （事故）災害の報告

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）
なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

- ・通信区間については、市民及び市内に在学・在勤する方々などへも情報を伝達するため「市民等」に修正
- ・防災行政無線の整備に伴いCATVの音声告知放送及び電話を廃止したため、その記述を削除
- ・防災行政無線及び簡易デジタル無線を整備したため、その記述を追加

- ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることにより、記述を修正する。
- ・防災行政無線を整備したため、その記述を加える。

(順位) 役職名

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 技監

本部長	市長 ※市長に事故あるときは、副市長、教育長の順でその職務を代理する。
副本部長	副市長、教育長、技監、
本部員	各部長及び秘書室長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

第2 配備、動員

〔実施関係機関：消防機関、社警察署、自主防災組織〕

1 配備態勢

市民安全部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。
これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

<略>

2 動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

① 勤務時間内

市民安全部長は、関係部長（本部設置時は本部員）に連絡するとともに、職員へは庁内放送、メール配信、内線電話等により連絡する。

関係部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。

② 勤務時間外

市民安全部長から、関係部長（本部設置時は本部員）へ連絡する。部長は所属職員に電話、携帯電話、携帯メール等により連絡する。

関係課長は、所属職員へあらかじめ定めた電話連絡網により伝達する。

第2 配備、動員

〔実施関係機関：消防機関、警察、自主防災組織〕

1 配備態勢

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。
これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

<略>

2 動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

① 勤務時間内

総務財政部長は、関係部長（本部設置時は本部員）に連絡するとともに、職員へは庁内放送、メール配信、内線電話等により連絡する。

関係部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。

② 勤務時間外

総務財政部長から、関係部長（本部設置時は本部員）へ連絡する。部長は所属職員に電話、携帯電話、携帯メール等により連絡する。

関係課長は、所属職員へあらかじめ定めた電話連絡網により伝達する。

- ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
- ・役職名の修正。

風水害応急—220

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第7節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

〔実施関係機関：道路管理者、社警察署、自衛隊〕

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は地震発生後パトロールを行い、社警察署と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

<略>

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として社警察署において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、社警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

<略>

(2) 被災区域への流入抑制

市は、社警察署と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この期間には、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、社警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

<略>

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

<略>

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

<略>

第3 ヘリコプターの運航

<略>

2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第7節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

〔実施関係機関：道路管理者、警察、自衛隊〕

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は地震発生後パトロールを行い、警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

<略>

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づく緊急通行車両として警察において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

<略>

(2) 被災区域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この期間には、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

<略>

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

<略>

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

<略>

第3 ヘリコプターの運航

<略>

2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

【新旧対照表（風水害等対策編）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 325-8519 FAX (078) 325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911
(県災害対策センター内)

風水害応急—225

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第8節 避難対策

〔実施関係機関：消防機関、社警署置、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難の勧告・指示、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難の勧告・指示等

1 避難の勧告・指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難の勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立ち退きを指示（以下「避難の指示」という。）をすることができる。

また、避難の勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、できる限り避難準備情報を伝達することに努める。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986 FAX (078) 331-0987

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902 FAX (078) 362-9911
(県災害対策センター内)

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）昼間 TEL (079) 497-7000代 FAX (079) 438-8800

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第8節 避難対策

〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難勧告等、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難勧告等

1 避難勧告等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告を発令するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難指示（緊急）を発令することができる。

また、避難勧告、避難指示（緊急）に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、できる限り避難準備・高齢者等避難開始を伝達することに努める。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示（緊急）は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づき記述を追加

・連絡先の修正

・兵庫県ドクターヘリ運航要領に基づき記述を追加

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現と統一する。

・避難勧告等の改定による修正

・避難勧告等の改定による修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難の勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始
避難の指示	住民等を避難のために立ち退かせる。	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

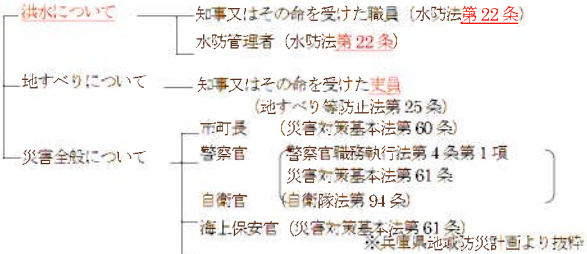
市長は、避難の指示・勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

【参考資料：避難の勧告・指示】

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60 条第 5 項～7 項）

① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条）

② 避難の指示



<略>

<改 正 後>

区分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始
避難の指示（緊急）	住民等を避難のために立ち退かせる。	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

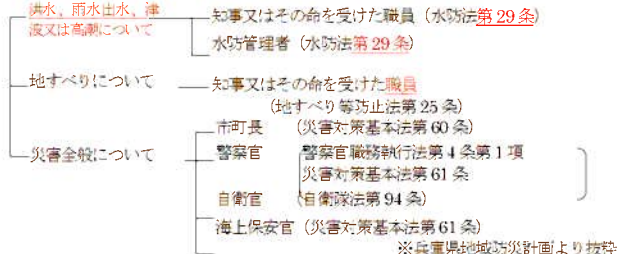
市長は、避難勧告等 _____ にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。 _____

【参考資料：避難の勧告・指示】

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）

① 避難の勧告 災害全般について 市町長（災害対策基本法第 60 条）

② 避難の指示



<略>

<修正理由>

・避難勧告等の改定による修正

・県計画に合わせ修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

< 現 行 >

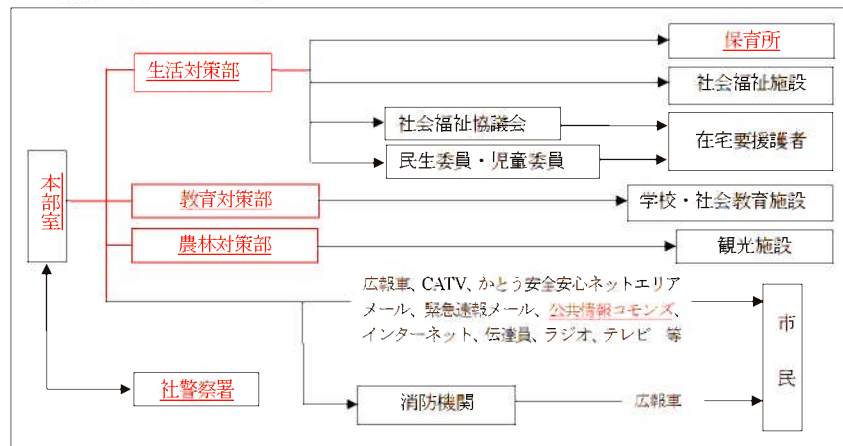
3 避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達

避難準備情報、避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難準備情報、避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難の勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告・指示等の伝達経路



■避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難先
- 避難時の服装、携行品等
- 避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

3 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な

< 改 正 後 >

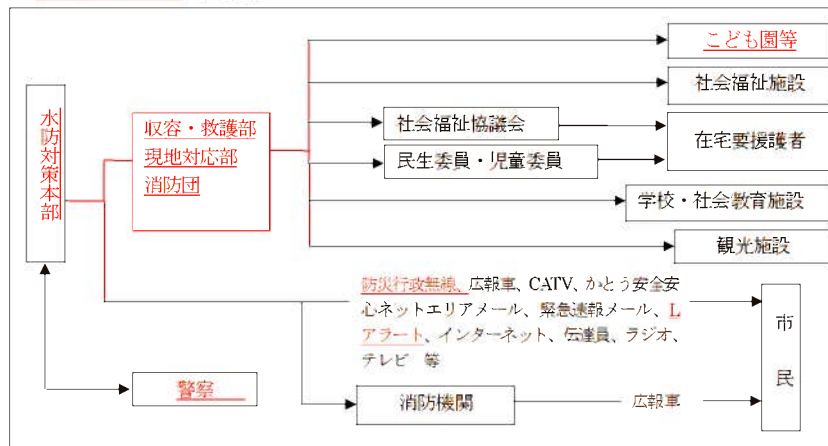
3 避難準備勧告等の伝達

避難準備勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

水防対策本部は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難の勧告（指示）の発令時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告等の伝達経路



■避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難先
- 避難時の服装、携行品等
- 避難勧告等の対象区域
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

4 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難準備勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な

< 修正理由 >

・避難勧告等の改定による修正

・水防計画の表に合わせ修正
・保育所をこども園等に修正
・防災行政無線を整備したことによる追加
・「公共情報コモンズ」を「Lアラート」に修正
・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・避難勧告等の改定による修正

・避難勧告等の改定による修正

・字句の追加、修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
限り職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあつては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。 職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。 なお、災害対策本部長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。 第5 避難所の運営 <略> 3 避難所の運営 <略> (9) 市は、必要により社警察署と十分連携を図り自治会、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を求めて、避難所内の巡回活動を実施する。 なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。 <略> 4 保健・衛生対策 <略> <略> 8 その他 避難勧告・指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、<u>勧告・指示の伝達に準じて、市民や防災関係機関に連絡する。</u>	限り職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあつては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。 職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。 なお、<u>本部長</u>が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。 第5 避難所の運営 <略> 3 避難所の運営 <略> (9) 市は、必要により<u>警察</u>と十分連携を図り自治会、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を求めて、避難所内の巡回活動を実施する。 なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。 <略> 4 保健・衛生対策 <略> <u>(5) 食品衛生対策</u> <u>食品の衛生管理に配慮し、必要に応じて県に食品衛生監視員の派遣を要請する。</u> <略> 8 その他 <u>避難勧告等</u>、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、<u>市民や防災関係機関に連絡する。</u>	・字句の修正 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。 ・記述の追加 ・避難勧告等の改定による修正
風水害応急－234 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第10節 遺体の火葬等 〔実施関係機関：消防機関、社警察署、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕 1 遺体の処置 (1) 遺体の身元確認 遺体を発見した場合、直ちに社警察署に連絡する。 遺体の身元が不明の場合は、社警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。 (2) 遺体の処置 社警察署から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。 遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。 (3) 遺体安置所の設置等 ① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。 遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。 ② 遺体は、社警察署及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。	第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第10節 遺体の火葬等 〔実施関係機関：消防機関、<u>警察</u>、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕 1 遺体の処置 (1) 遺体の身元確認 遺体を発見した場合、直ちに<u>警察</u>に連絡する。 遺体の身元が不明の場合は、<u>警察</u>と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。 (2) 遺体の処置 <u>警察</u>から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。 遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。 (3) 遺体安置所の設置等 ① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。 遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。 ② 遺体は、<u>警察</u>及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。	・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。

風水害応急—236

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第11節 災害情報等の提供と相談活動

第1 災害広報

<略>

2 市における広報体制等

<略>

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第4章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料を収集する。
- ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。
- イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する

② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
- イ C A T V、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ㊦ 情報提供ルート…C A T V、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等
- ㊧ 伝達手段……………C A T V、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ㊦ 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
- ㊧ 伝達手段……………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

③ 身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

第11節 災害情報等の提供と相談活動

第1 災害広報

<略>

2 市における広報体制等

<略>

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第4章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。
- ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。
- イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する

② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
- イ 防災行政無線、C A T V、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ㊦ 情報提供ルート…防災行政無線、C A T V、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等
- ㊧ 伝達手段……………防災行政無線、C A T V、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ㊦ 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
- ㊧ 伝達手段……………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照）

・字句の修正

・防災行政無線を整備したことによる追加
・「公共情報コモンズ」を「Lアラート」に修正

2 救助・救急活動

【実施関係機関：消防機関、社警察署、西日本旅客鉄道㈱】

<略>

3 消防・避難活動

【実施関係機関：消防機関、社警察署、西日本旅客鉄道㈱】

<略>

(2) 消防本部

- ① 速やかに火災の発生状況を把握し、必要があれば化学消火剤による消火活動を迅速に行う。
- ② 社警察署と連携して、住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

(3) 避難

鉄道等の運転に従事する者は、列車又は自動車火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

消防本部及び市は、航空機又は自動車等から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合には、必要に応じて、社警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

4 代替輸送

【実施関係機関：社警察署、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱】

(1) 鉄道事故災害時

鉄道事業者は、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めるものとされている。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、社警察署、道路管理者等）と速やかに協議するものとされている。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意するものとされている。

(2) 道路事故災害時

道路管理者、社警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行うものとする。

既存バス路線の変更等にあたっては、臨時的停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意するものとする。

5 雑踏事故対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、小野市加東市医師会、医療機関、行事主催者】

(1) 関係機関の情報連携

市及び消防本部は、行事等の主催者等、社警察署、医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

<略>

(3) 雑踏事故発生時の対策

市は、関係機関に次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行うことを要請する。

① 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に市、消防本部、社警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保す

消防本部：北はりま消防本部情報管理課、警防課
市：総務財政部

2 救助・救急活動

【実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱】

<略>

3 消防・避難活動

【実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱】

<略>

(2) 消防本部

- ① 速やかに火災の発生状況を把握し、必要があれば化学消火剤による消火活動を迅速に行う。
- ② 警察と連携して、住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

(3) 避難

鉄道等の運転に従事する者は、列車又は自動車火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

消防本部及び市は、航空機又は自動車等から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合には、必要に応じて、警察の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

4 代替輸送

【実施関係機関：警察、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱】

(1) 鉄道事故災害時

鉄道事業者は、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めるものとされている。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、警察、道路管理者等）と速やかに協議するものとされている。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意するものとされている。

(2) 道路事故災害時

道路管理者、警察、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行うものとする。

既存バス路線の変更等にあたっては、臨時的停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意するものとする。

5 雑踏事故対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、小野市加東市医師会、医療機関、行事主催者】

(1) 関係機関の情報連携

市及び消防本部は、行事等の主催者等、警察、医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

<略>

(3) 雑踏事故発生時の対策

市は、関係機関に次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行うことを要請する。

① 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に市、消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保す

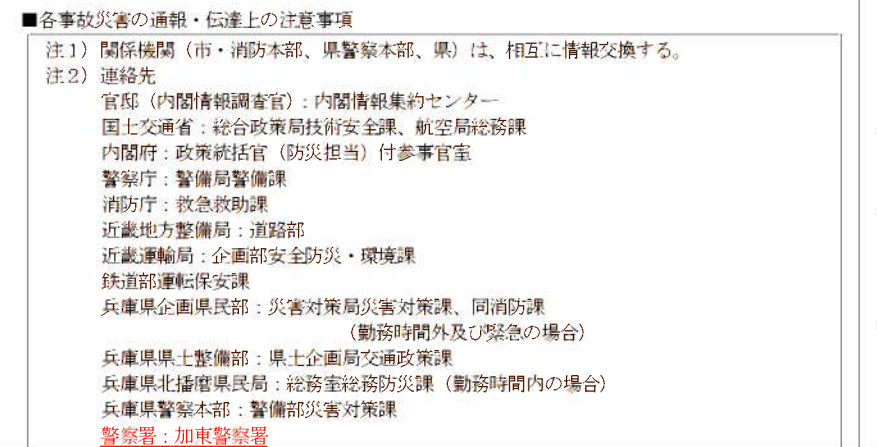
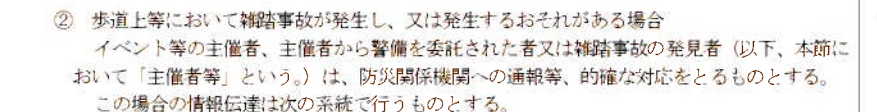
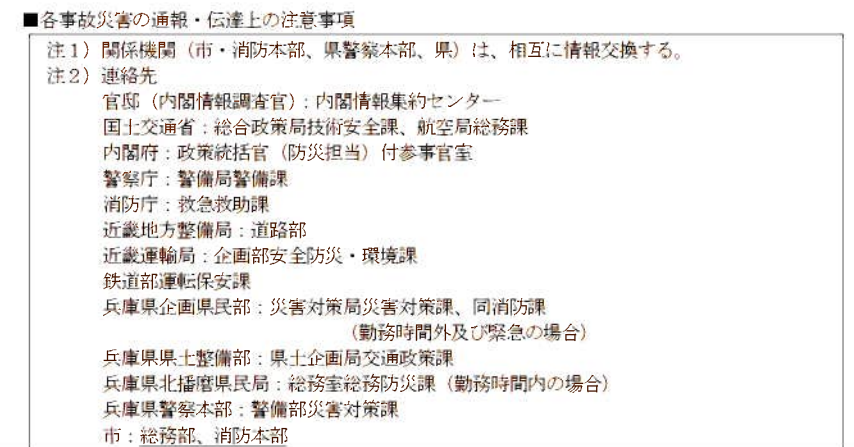
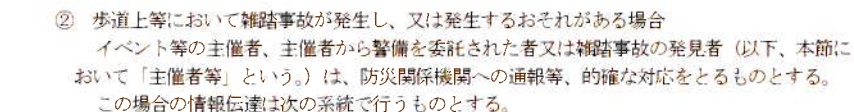
・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

<現行>



・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

- ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正
- ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
- ・組織名の修正

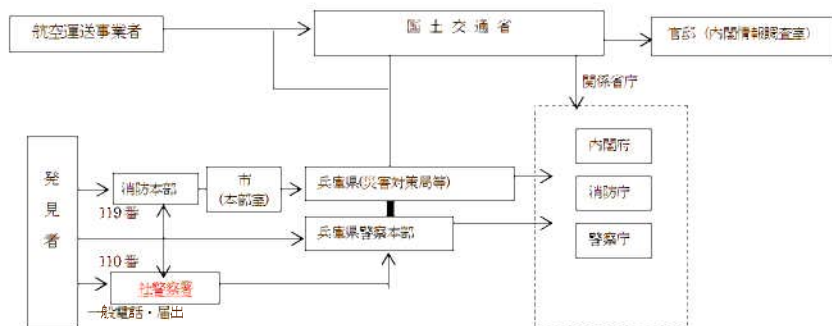
第2 交通災害応急対策

1 通報、伝達、情報提供

〔実施関係機関：消防機関、社警察署、西日本旅客鉄道㈱、小野市加東市医師会、神姫バス㈱、行事主催者等〕

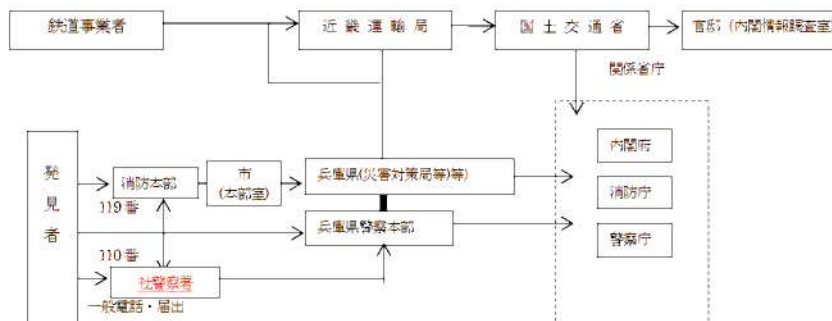
(1) 航空機事故災害

航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。



(2) 鉄道事故災害

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。



(3) 道路事故災害

① 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。
この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

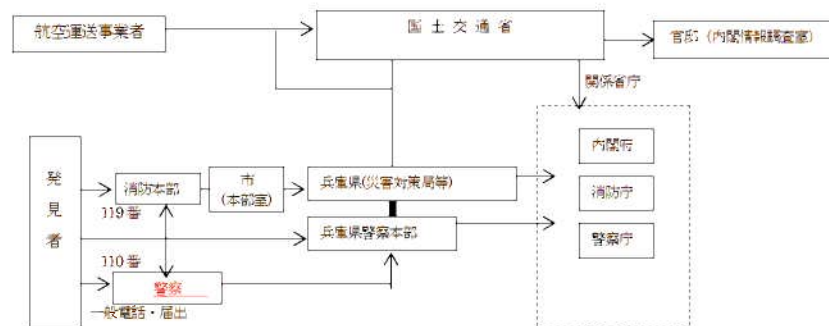
第2 交通災害応急対策

1 通報、伝達、情報提供

〔実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱、小野市加東市医師会、神姫バス㈱、行事主催者等〕

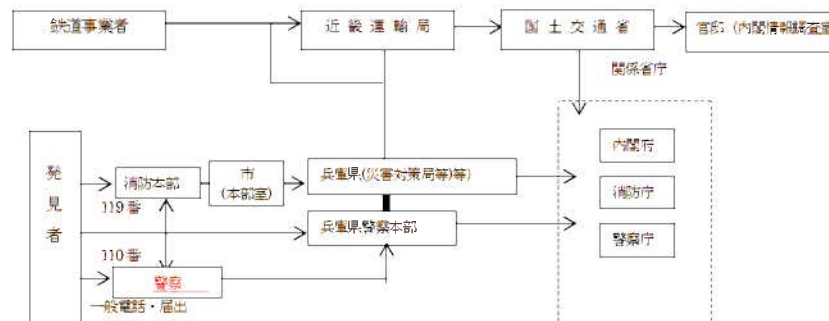
(1) 航空機事故災害

航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。



(2) 鉄道事故災害

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。



(3) 道路事故災害

① 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。
この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

製造等を停止し、次の措置をとる。

① 通報

直ちに消防本部、社警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報するものとされている。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

5 火災類事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、事故責任者】

(1) 事故責任者

火災類事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに、次の措置をとるものとされている。

① 通報

直ちに社警察署に通報するとともに、必要に応じて関係機関等にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

(3) 避難措置

市は、必要に応じ付近住民への避難勧告・指示を行う。

6 毒物・劇物事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、事故責任者】

(1) 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

① 通報

直ちに消防本部、社警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

7 突発重大事案応急対策

【実施関係機関：消防機関、社警察署】

<略>

(2) 突発重大事案

社警察署の行う初動措置に協力する。

※社警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととされている。

- ① 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- ② 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- ③ 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- ④ 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- ⑤ 遺体の収容及び検視
- ⑥ 被災（害）状況の調査
- ⑦ 広報活動
- ⑧ その他必要な措置

製造等を停止し、次の措置をとる。

① 通報

直ちに消防本部、警察に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報するものとされている。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

5 火災類事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者】

(1) 事故責任者

火災類事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに、次の措置をとるものとされている。

① 通報

直ちに警察に通報するとともに、必要に応じて関係機関等にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

(3) 避難措置

市は、必要に応じ付近住民への避難勧告等を行う。

6 毒物・劇物事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者】

(1) 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

① 通報

直ちに消防本部、警察に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

<略>

7 突発重大事案応急対策

【実施関係機関：消防機関、警察】

<略>

(2) 突発重大事案

警察の行う初動措置に協力する。

※警察は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととされている。

- ① 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- ② 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- ③ 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- ④ 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- ⑤ 遺体の収容及び検視
- ⑥ 被災（害）状況の調査
- ⑦ 広報活動
- ⑧ その他必要な措置

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。
・避難勧告等の改定による修正

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対してCATV、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知するものとする。

自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用

消防本部は、防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携

消防本部は、社警察署と相互に協力する。

(5) 消防活動

消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたりとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

<略>

(6) 避難、救出等

市は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、社警察署には、応急活動に必要な交通規制を要請する。

3 危険物事故の応急対策

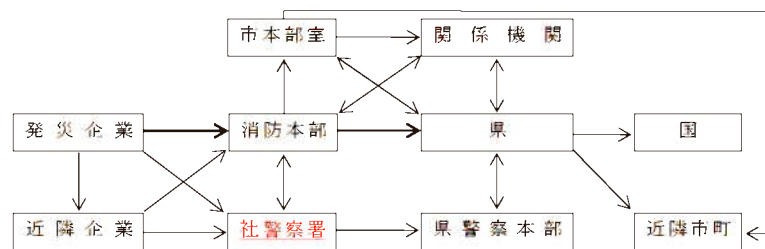
【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、県土木事務所、事故責任者】

<略>

(2) 関係機関

① 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



<略>

③ 災害原因の究明

消防本部は社警察署と連携して、災害の発生原因を究明するものとする。

高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団等の原因究明を待って、公式発表を行うものとする。

4 高圧ガス事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、事故責任者】

(1) 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに運転、

消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難勧告等を周知するものとする。

自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用

消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携

消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動

消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたりとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

<略>

(6) 避難、救出等

市は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、警察には、応急活動に必要な交通規制を要請する。

3 危険物事故の応急対策

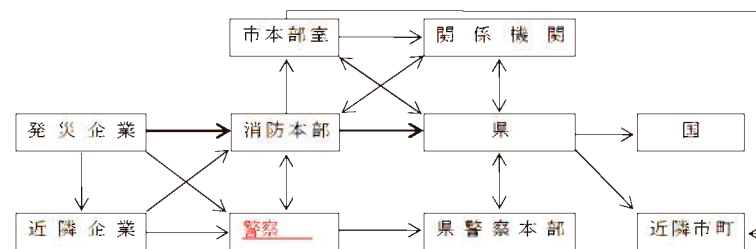
【実施関係機関：消防機関、県、警察、県土木事務所、事故責任者】

<略>

(2) 関係機関

① 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



<略>

③ 災害原因の究明

消防本部は警察と連携して、災害の発生原因を究明するものとする。

高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団等の原因究明を待って、公式発表を行うものとする。

4 高圧ガス事故応急対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者】

(1) 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに運転、

- ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正
- ・防災行政無線を整備したことによる追加
- ・避難勧告等の改定による修正

- ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

第2 災害相談 1 市における相談窓口 市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、各庁舎に相談窓口を設置する。 また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。 <略> 風水害応急－238 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第12節 環境対策 <略> 2 応急対策 <略> (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。 風水害応急－239 第3編 災害応急対策計画 第5章 個別対策 第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策 1 大規模火災応急対策 【実施関係機関：消防機関、社警察署、自主防災組織、住民】 (1) 消火体制 消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。 (2) 相互応援協定の運用 消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。 なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。 (3) 他機関との連携 消防本部は、社警察署と相互に協力する。 <略> 2 林野火災応急対策 【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、自主防災組織】 (1) 消火体制 消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、社警察署等関係機関に通報する。 (2) 広報活動	第2 災害相談 1 市における相談窓口 市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、_____相談窓口を設置する。 また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。 <略> 第3編 災害応急対策計画 第4章 大規模事故等災害応急対策計画 第12節 環境対策 <略> 2 応急対策 <略> (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、<u>防災行政無線</u>、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。 第3編 災害応急対策計画 第5章 個別対策 第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策 1 大規模火災応急対策 【実施関係機関：消防機関、<u>警察</u>、自主防災組織、住民】 (1) 消火体制 消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。 (2) 相互応援協定の運用 消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。 なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、<u>市長は知事</u>に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。 (3) 他機関との連携 消防本部は、<u>警察</u>と相互に協力する。 <略> 2 林野火災応急対策 【実施関係機関：消防機関、県、<u>警察</u>、自主防災組織】 (1) 消火体制 消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、<u>消防本部は</u>、近隣市町、<u>警察</u>等関係機関に通報する。 (2) 広報活動	・字句の削除 ・防災行政無線を整備したことによる追加 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。 ・字句の追加 ・字句の修正 ・字句の修正 ・字句の追加
---	---	---

るなど応急措置に努める。

② 市（消防本部）

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

イ 必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

<略>

6 危険物等の対策

【実施関係機関：消防機関、県、社警察署、道路管理者、医療機関、事故責任者】

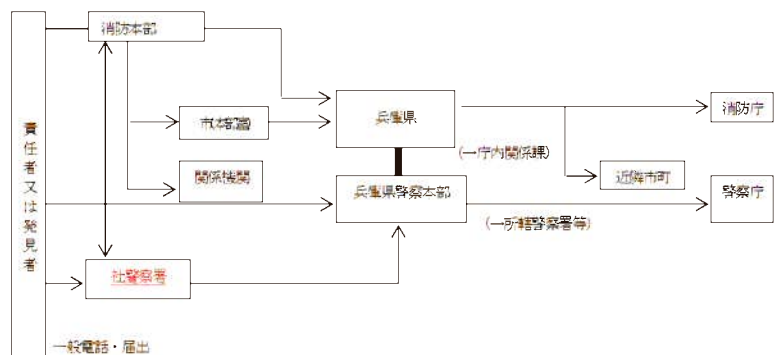
<略>

(3) 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



② 災害広報

市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 危険物等の特定

市（消防本部）は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。

また、責任者等を通じて危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとるものとする。

④ 現場の安全確認、患者の移動及び除染

事故責任者、社警察署、市、消防本部、その他関係機関は連携して次の活動を行うものとする。

ア 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する

イ 負傷者等を汚染された環境から搬出する

るなど応急措置に努める。

② 消防本部

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

イ 必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

<略>

6 危険物等の対策

【実施関係機関：消防機関、県、警察、道路管理者、医療機関、事故責任者】

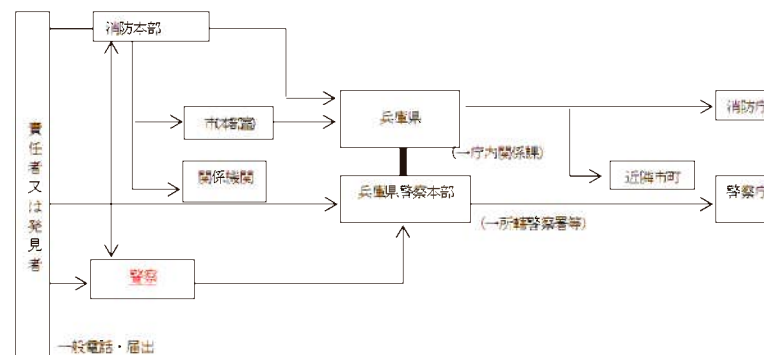
<略>

(3) 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



② 災害広報

市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 危険物等の特定

消防本部は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。

また、責任者等を通じて危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとるものとする。

④ 現場の安全確認、患者の移動及び除染

事故責任者、警察、市、消防本部、その他関係機関は連携して次の活動を行うものとする。

ア 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する

イ 負傷者等を汚染された環境から搬出する

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正

ウ 負傷者等の除染を行う また、市（消防本部）及び社警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行うものとする。 ⑤ 救急搬送等 市（消防本部）は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。 市（消防本部）は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。 ⑥ 環境モニタリング 市（環境対策部）は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。 ⑦ 住民救済対策 事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行うものとされている。 第3 原子力事故災害応急対策 1 通報・伝達・情報提供 【実施関係機関：消防機関、原子力事業者等】 <略> (2) 発見者の通報 <略> ② 不法廃棄等事案 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、社警察署に通報するものとされている。 また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報する。 <略> 3 避難対策、交通規制 【実施関係機関：県、社警察署】 <略> 4 救急・医療活動 【実施関係機関：消防機関、医療機関、県、社警察署、小野市加東市医師会、原子力事業者】 (1) 救急活動 <略> ② 現場における負傷者等の救出等 ア モニタリング 事業者等及び消防本部は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。 イ 救出 事業者は、負傷者等を速やかに救出するものとされている。 市（消防本部）は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要の人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。 ウ 除染等 事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者（以下「汚染者等」	ウ 負傷者等の除染を行う また、消防本部 及び警察 は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行うものとする。 ⑤ 救急搬送等 消防本部 は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。 消防本部 は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。 ⑥ 環境モニタリング 市（環境対策部）は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。 ⑦ 住民救済対策 事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行うものとされている。 第3 原子力事故災害応急対策 1 通報・伝達・情報提供 【実施関係機関：消防機関、原子力事業者等】 <略> (2) 発見者の通報 <略> ② 不法廃棄等事案 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察 に通報するものとされている。 また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報する。 <略> 3 避難対策、交通規制 【実施関係機関：県、警察 】 <略> 4 救急・医療活動 【実施関係機関：消防機関、医療機関、県、警察 、小野市加東市医師会、原子力事業者】 (1) 救急活動 <略> ② 現場における負傷者等の救出等 ア モニタリング 事業者等及び消防本部は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。 イ 救出 事業者は、負傷者等を速やかに救出するものとされている。 消防本部 は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要の人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。 ウ 除染等 事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者（以下「汚染者等」	・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。 ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正
---	---	--

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送するものとされている。 ③ 現場から医療施設への負傷者等の搬送 ア 市（消防本部）は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。 なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。 イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。 ア) 救急指定病院の患者搬送車の活用 イ) その他の応急的に調達した車両の活用 ウ) 隣接市への広域応援要請 ウ 消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。 ア) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。 イ) 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。 エ 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。 ア) 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。 イ) 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。 ウ) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。 <略> ⑥ 関係機関への協力要請 市（本部室、消防本部、病院部）は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。 <略> 6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去 【実施関係機関：社警警署、農業協同組合、原子力事業者】 <略> (2) 放射性物質の汚染除去 ① 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合 ア 除去及び除染 ア) 事業者の措置 事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行うものとされている。 ※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。 （原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条） イ) 関係機関の措置 市（本部室）、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。 ウ) 除去及び除染の確認	という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送するものとされている。 ③ 現場から医療施設への負傷者等の搬送 ア <u>消防本部</u> は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。 なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。 イ 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。 ア) 救急指定病院の患者搬送車の活用 イ) その他の応急的に調達した車両の活用 ウ) 隣接市への広域応援要請 ウ 消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。 ア) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、<u>消防防災</u>ヘリコプターの出動を要請する。 イ) 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。 エ 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。 ア) 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。 イ) 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。 ウ) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。 <略> ⑥ 関係機関への協力要請 市（本部室、病院部）<u>及び消防本部</u>は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。 <略> 6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去 【実施関係機関：<u>警察</u>、農業協同組合、原子力事業者】 <略> (2) 放射性物質の汚染除去 ① 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合 ア 除去及び除染 ア) 事業者の措置 事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行うものとされている。 ※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。 （原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条） イ) 関係機関の措置 市（本部室）、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。 ウ) 除去及び除染の確認	・字句の修正 ・加東市消防本部から北はりま消防組合になっていることによる記述の修正 ・社警察署から加東警察署になったことによる修正。なお、他の組織の表現との統一するため、「警察」とする。

市（本部室）は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。 ② 不法廃棄等事案の場合 ア 必要な措置の実施 放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、市（本部室）、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとされている。 イ 除去及び除染 管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとされている。 この際、市（本部室）、その他関係機関は、必要な協力を行う。 ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。 ウ 不法廃棄者等の捜査 社警察署等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行うものとされている。	市（本部室）は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。 ② 不法廃棄等事案の場合 ア 必要な措置の実施 放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、市（本部室）、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとされている。 イ 除去及び除染 管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとされている。 この際、市（本部室）、その他関係機関は、必要な協力を行う。 ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。 ウ 不法廃棄者等の捜査 <u>警察</u>等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行うものとされている。	
第5 土砂災害対策 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき指定を受けた区域（土砂災害警戒区域）の応急対策について風水害に伴う土砂災害の応急対策のほか、その特殊性に伴い特に留意するものについて次のとおり定める。 <略> (2) 土砂災害に関する情報の伝達 ① 土砂災害の発生等緊急を要する土砂災害情報を収集した場合は、速やかに当該警戒区域ごとの連絡者に対し情報の伝達を行う。 ② 市民及び関係機関は土砂災害に関する異常現象を発見した場合、市長に通報するものとする。 (3) 予報又は警報の発令及び伝達 各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。 (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。 なお、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。 (5) 避難勧告等の基準及び避難に関する事項 ① 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合、土砂災害のおそれのある地域に対して、避難所の開設を検討する。 ② 土砂災害警戒区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、警戒区域外の避難所や知人宅等に自主避難を行う。 ③ 本部長は、土砂災害警戒情報、気象・雨量情報、土砂災害の前兆現象や発生情報、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避	第5 土砂災害対策 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき指定を受けた区域（土砂災害警戒区域）の応急対策について風水害に伴う土砂災害の応急対策のほか、その特殊性に伴い特に留意するものについて次のとおり定める。 <略> (2) 土砂災害に関する情報の伝達 ① 土砂災害の発生等緊急を要する土砂災害情報を収集した場合は、速やかに当該警戒区域の<u>対象者</u>に対し情報の伝達を行う。 ② 市民及び関係機関は土砂災害に関する異常現象を発見した場合、市長に通報するものとする。 (3) 予報又は警報の発令及び伝達 各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、<u>防災行政無線</u>、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>アラート</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。 (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、<u>防災行政無線</u>、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>アラート</u>、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。 なお、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。 (5) <u>避難勧告</u>等の基準及び避難に関する事項 ① 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合、土砂災害のおそれのある地域に対して、避難所の開設を検討する。 ② 土砂災害警戒区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、警戒区域外の避難所や知人宅等に自主避難を行う。 ③ 本部長は、土砂災害警戒情報、気象・雨量情報、土砂災害の前兆現象や発生情報、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避	・字句の修正 ・防災行政無線を整備したことによる追加 ・「公共情報コモンズ」を「アラート」に修正 ・字句の修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

< 現 行 >

< 改 正 後 >

< 修正理由 >

避難勧告等を行う。

（→「第4節 避難対策 第1 避難の勧告・指示等」を参照）

※1 土砂災害警戒情報は、気象台と県両方の基準値を超えると予想される場合に共同して発表される。

※2 気象台の監視基準は、気象庁の防災気象情報提供システムの土砂災害警戒判定情報で、県の監視基準は、県の土砂災害情報提供システムにより確認

④ 避難勧告等については、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、公共情報コモンズ、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。

⑤ 避難勧告等があった該当警戒区域の住民等は、あらかじめ定められた避難所等に避難する。

⑥ 避難にあたっては、自主防災組織が中心となって、災害時要援護者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

避難勧告等を行う。

（→「第4節 避難対策 第1 避難勧告等」を参照）

※1 土砂災害警戒情報は、気象台と県両方の基準値を超えると予想される場合に共同して発表される。

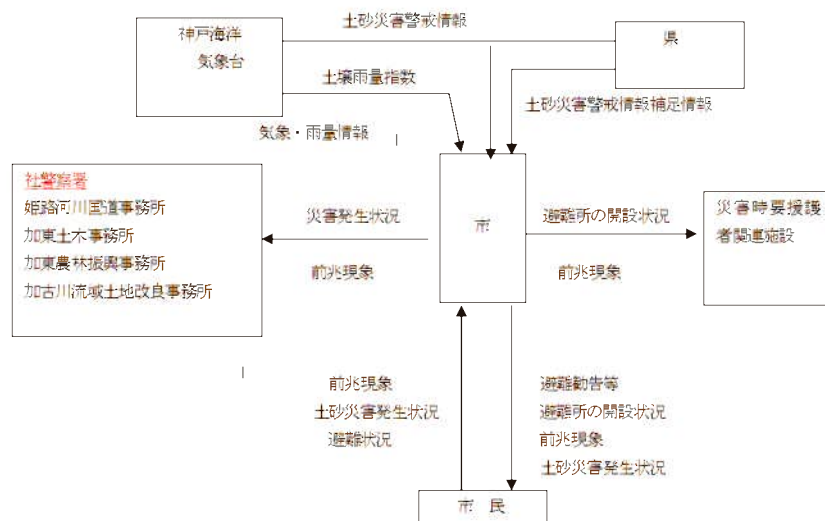
※2 気象台の監視基準は、気象庁の防災気象情報提供システムの土砂災害警戒判定情報で、県の監視基準は、県の土砂災害情報提供システムにより確認

④ 避難勧告等については、防災行政無線、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。

⑤ 避難勧告等があった該当警戒区域の住民等は、あらかじめ定められた避難所等に避難する。

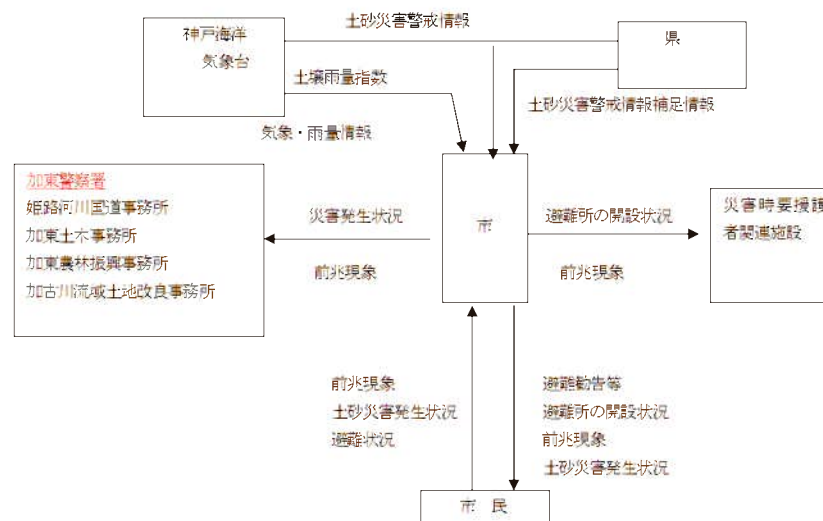
⑥ 避難にあたっては、自主防災組織が中心となって、災害時要援護者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

<土砂災害に関する情報の収集・伝達系統図>



<略>

<土砂災害に関する情報の収集・伝達系統図>



<略>

・避難勧告等の改定による修正

・防災行政無線を整備したことによる追加
・「公共情報コモンズ」を「Ｌアラート」に修正

・社警察署から加東警察署になったことによる修正。